

令和8年2月18日

報道機関各位

こども家庭部県民活躍推進課

第315回青森県私立学校審議会の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1 日 時

令和8年2月24日（火） 13時30分～14時30分

2 場 所

青森県庁西棟889会議室

3 諒問・答申事項

私立幼稚園廃止認可

第1号 北園幼稚園廃止認可

第2号 弘前明の星幼稚園廃止認可

4 会議の公開・非公開

原則公開とし、別紙「青森県私立学校審議会の傍聴に係る取扱要領」に基づき、傍聴することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に会議を公開しないことがあります。

ア 青森県情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

報道機関用提出資料	
担当課	こども家庭部県民活躍推進課
担当者	学事振興グループ 小山内GM
電話番号	直通：017-734-9869 内線：4382
報道監	こども家庭部次長 大山和也

青森県私立学校審議会の傍聴に係る取扱要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、傍聴受付で住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から20分間とし、傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴者の定員は、10名とします。なお、報道関係者については、これとは別に傍聴席を設けます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- ① 会議開催中は静肅に傍聴し、拍手その他の方法により、賛否の意向等を表明しないこと。
- ② 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- ③ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ④ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、報道機関による前撮りは、会議開始前の5分程度において認めるものとする。
- ⑤ 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- ⑥ 非公開となる議題の審議に入る場合等、議長から指示があったときは、直ちに会場外に退出すること。
- ⑦ その他、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員等の指示に従ってください。
- (2) 議長は、傍聴者が上記の「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じる場合があります。